

草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版



計画の位置付け（本編 P1）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理に関する目標および施策等の基本的事項を定め、取組を推進するための計画です。



計画の範囲および期間（本編 P2）

本計画の範囲は、本市が自ら処理または本市以外の事業者処理を委託する家庭系一般廃棄物および市内の排出事業者自らが処理する事業系一般廃棄物を対象とします。

本計画は、令和4年度を計画の初年度とし、令和14年度を目標年度とする11か年の計画です。



計画の進捗管理（本編 P3）

PDCAサイクルにより、ごみ組成調査やごみの排出量等に基づく計画の点検、見直し、評価を行うとともに、草津市廃棄物減量等推進審議会においても計画の進捗管理を毎年行うこととします。

なお、ごみの減量が進んでいない場合、計画目標の達成に向け、施策の見直しおよび新たな施策展開に取り組むこととします。



ごみ処理や施設の現状等（本編 P4～17,36～37）

本市のクリーンセンターは、平成30年3月から新施設の供用を開始しましたが、新施設設計時の想定を超える人口増加およびごみの直接持ち込みの増加によりごみの量が増加傾向となっています。

将来的にごみ量が施設の焼却処理能力を上回らないようにしなければなりません。今後の人口増加を踏まえたごみ量の推移をみると、処理能力を超えることが想定され、早急な対策が必要な状況です。

今後の老朽化に伴う焼却処理能力の低下や大型災害による突発的な処理量の増加も考慮し、更なるごみの減量が必要な状況です。



ごみ処理の課題（本編 P27～30）

- (1) ごみの発生抑制と再使用(2R)の推進
- (2) 資源化の徹底
- (3) ごみ処理事業の効率的かつ経済的な運営
- (4) 適正なごみ処理体制の維持
- (5) 市民・事業者・行政の協働
- (6) 温室効果ガスの削減
- (7) ごみに関する社会情勢の変化への対応



草津市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

発行：令和3年●月

作成：草津市資源循環推進課

お問い合わせ先：〒525-0043 滋賀県草津市馬場町1200番地25

電話番号：077-562-6361 FAX：077-566-1694



目指すべき将来像（本編 P40）

更なるごみの減量・リサイクルによる「資源循環型社会の構築」



基本方針（本編 P40）



基本方針 1 「減らす」

ごみの発生抑制と再使用（2R）を優先的に進めます

資源やエネルギーを必要とする「リサイクル」よりも優先すべき対策であるごみの発生抑制と再使用の取組を進めます。



基本方針 2 「分ける」

ごみの分別と資源化を徹底します

ごみの発生抑制と再使用の取組を進めてもなお発生するごみを適正に分別するために、市民に分かりやすい区分によって適正に分別し、可能な限り資源することを徹底します。



基本方針 3 「安心できる」

環境負荷の低減に努め、効率的かつ経済的なごみ処理を目指します

収集から最終処分までの各過程において、温室効果ガス排出量の削減や環境汚染物質の発生抑制などの環境負荷の低減に努め、効率的かつ経済的な事業運営を目指します。



目標設定（本編 P41）

<家庭系ごみの減量目標>

令和元年度比で市民 1 人 1 日当たり **44.3g (8.0%) の減量**
(令和元年度実績：491.8g → 令和 14 年度：447.5g)

<事業系ごみの減量目標>

令和元年度比で市民 1 人 1 日当たり **15.9g (6.1%) の減量**
(令和元年度実績：260.2g → 令和 14 年度：244.3g)

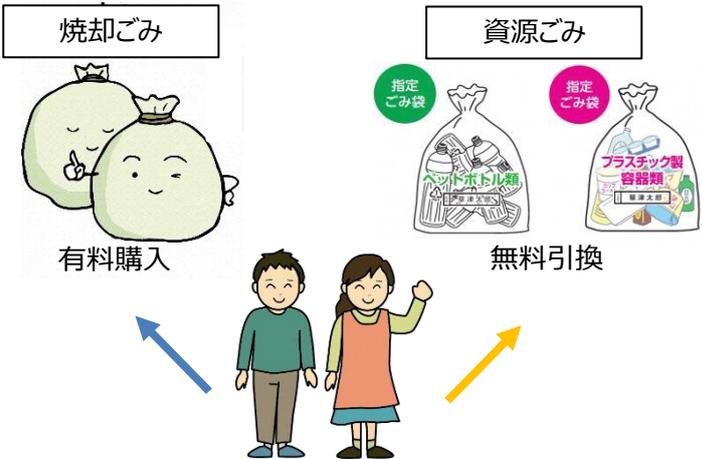




目標達成に向けた施策（本編 P43～50）

基本施策 1 2Rを推進するための仕組みづくり

「2R(発生抑制と再使用)の推進」に重点を置き、可能な限り新たな資源・エネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、ごみの発生抑制と再使用を進めます。

重点施策	施策の概要
<p>指定袋無料配付の見直し</p>	<p>家庭系焼却ごみ類の削減、ごみ減量に向けた市民意識の更なる向上のため、焼却ごみ類の指定袋を現状の一定量無料配付から、有料購入への変更を検討します。また、資源ごみやおむつ等のごみについては袋の無料配付を継続する方法について検討します。</p>  <p>焼却ごみ</p> <p>資源ごみ</p> <p>有料購入</p> <p>無料引換</p>
<p>リユース市場の拡大促進</p>	<p>増加傾向がみられる粗大ごみ、破碎ごみ類および陶器・ガラス類等の削減のため、近隣市と連携し、リユースショップの場所や連絡先を記載したリユース拠点のマップを作成し、ごみ分別アプリ等を用いて情報提供することでリユース市場の拡大を進めるとともに、リユース事業を検討します。</p> 
<p>ごみ処理手数料の見直し</p>	<p>増加傾向がみられる事業系ごみに対して、排出事業者にごみの減量へのインセンティブ(動機)を持っていただくため、周辺自治体の事業系ごみの処理手数料も参考に手数料の見直しを進め、事業系ごみの搬入量の抑制を図ります。</p>
<p>雑紙の分別周知</p>	<p>分かりにくい分別品目について、具体的な事例を挙げながら、分かりやすい雑紙分別の周知啓発を行います。</p> 

基本施策 2 持続可能な分別・収集・処理体制の確立

ごみの発生抑制および再使用の取組を進めてもなお排出されるごみについては、市民・事業者に対して正しい分別を周知・徹底し、できる限り資源物としてリサイクルするため、適切な分別、排出に向けた取組を推進します。

重点施策	施策の概要
市民に分かりやすい ごみ分別	市民が分別に苦慮する品目について、分別を分かりやすく変更することで適正分別および資源化を推進します。特に、プラマークの有無や汚れているか否かの判断が必要な「プラスチック製容器類」について、分別を分かりやすく変更し、周知します。
収集日の統合による 効率的な収集	<p>現行の古紙類の品目別の収集日を統合することで、排出し易くするとともに、古紙類の収集量増加による資源化率向上を図ります。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>新聞・広告 月1回</p> <p>段ボール 月1回</p> <p>雑誌・雑紙 月1回</p> <p>現状合計 月3回</p> </div> <div style="margin: 0 20px;">→</div> <div style="text-align: center;">  <p>古紙類 ①新聞・広告 ②段ボール ③雑誌・雑紙</p> <p>同一日として月2回程度</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(収集日の統合)</p>
福祉分野と連携した ごみ出し支援制度	<p>地域によるごみ出し支援をサポートするコミュニティ(地域団体等)を支援することにより、地域とのかかわりを持ちながら住み慣れた地域で生活できるよう、また、持続可能な適正排出を行えるよう福祉分野と連携したごみ出し支援について検討します。</p> <div style="text-align: right;">  </div>



ごみ量の将来推計 (本編 P37,54)

